

令和8年度

**スポーツ産業の成長促進事業「スポーツコンプレックス
推進事業（スポーツコンプレックスがもたらす経済波及
効果等調査事業）」**

仕 様 書

令和8年3月13日

スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付

1 委託事業名

令和8年度 スポーツ産業の成長促進事業「スポーツコンプレックス推進事業（スポーツコンプレックスがもたらす経済波及効果等調査事業）」

2 事業の目的

スポーツ庁においては、これまでスポーツコンプレックスの推進に取り組んできた。「多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ」選定においても、目標としてきた20拠点を達成したことから、これまで推進してきたスポーツコンプレックスがどのような経済波及効果を持ち、社会的価値を発揮してきているか定量的に評価する必要がある。

また、現行の第3期スポーツ基本計画が令和8年度で年限を迎え、令和9年度から第4期スポーツ基本計画に移行することから、次期計画の策定に向けて、スポーツの成長産業化等を取り巻く政策的諸課題について整理し、推進すべき施策の検討や、施策の進捗状況を測定する指標を検討する必要がある。

さらに、スポーツ団体等におけるスポーツDX推進の取組はまだ道半ばであると考えられ、スポーツ団体等がテクノロジーの活用を通じてスポーツDXや新たなビジネスモデルの構築を図るために必要な事項を検討する必要がある。

そのため、本委託事業では、事業の調査結果を今後の政策的な検討に活用することを目的として、「7 委託事業の内容」の①から④のとおり調査を実施する。

3 委託契約期間

委託契約締結日 ～ 令和9年3月24日（水）

4 成果物

本事業における成果物は以下のとおりとする。成果物は電子ファイル形式（Word、Excel、PowerPoint等スポーツ庁で編集可能な形式であること）で提出するものとし、原則、スポーツ庁が指定するBoxを経由して行うこととする。なお、何らかの事情でこの方法が不可能な場合は、受け渡し方法について別途協議し決定する。

- ・ 中間報告書（ただし委託業務②のみとする）
- ・ 委託事業完了（廃止）報告書
- ・ 成果報告書（詳細版、概要版）原則として電子データで提出すること。

5 納入期限

- ・ 中間報告：令和8年6月23日（火）
※必要に応じて早期提出を求める場合がある
- ・ 最終報告：令和9年3月24日（水）

6 納入場所

東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省スポーツ庁 参事官（民間スポーツ担当）付

7 委託事業の内容

以下の①～④を実施するとともに、本事業の成果の最大化のために必要な事項を、スポーツ庁担当者と協議の上実施すること。また、実施にあたってはスポーツ市場規模その他スポーツに関連する既存の統計調査等を踏まえた調査を行うこと。加えて、本調査に関連する資料について、スポーツ庁の指示を受けて適宜作成すること。

なお、委託事業①～③については、原則週1回のスポーツ庁との打ち合わせを行うこととする。

①国内外の事例調査及び効果検証等、スポーツコンプレックスがもたらす経済波及効果等に関する調査

スポーツ庁においては、これまでスポーツコンプレックスの推進に取り組んできた。「多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ」選定においても、目標としてきた20拠点を達成したことから、スポーツコンプレックスがどのような経済波及効果を持ち、社会的価値を発揮してきているか定量的に評価する必要がある。そこで本調査では複数件のスポーツコンプレックスについて、施設を設置することによる経済的・社会的波及効果（スポーツコンプレックスが地域に所在することによる周辺施設への人流の増加や、周辺地域住民のスポーツ実施率との相関など、非経済的な波及効果等）を定量的に分析し、効果の指標化を行う。

また、国内外のスポーツコンプレックス優良事例について、当地国を含む有識者へのヒアリング等を実施し、事例調査を行う。

その際、以下の観点についても念頭に置いた検討を行う。

- ・ スポーツコンプレックスがもたらす経済波及効果
- ・ スポーツコンプレックスの社会的価値の定量化
- ・ スポーツコンプレックスのスポーツ以外での施設稼働・プロフィットセンター化の手法

なお、スポーツコンプレックスの定義及び範囲については、スポーツ庁が令和7年度に整理したスポーツコンプレックスの概念や分類を基に調査を実施すること。

また、国内外の有識者へのヒアリングに向けて、ヒアリング対象の候補及び過去のヒアリング実績を入札書類に明記すること。

②スポーツの成長産業化に向けた中長期的な政策目標等に係る調査

現行の第3期スポーツ基本計画が令和8年度で年限を迎え、令和9年度から第4期スポーツ基本計画に移行する。そこで、令和8年度事業として第4期計画の策定に向けて以下(1)～(3)の内容を含む調査を実施する。

- (1) 成長産業化に向けたスポーツ政策をとりまく政策課題の整理
- (2) 第4期スポーツ基本計画において推進すべき政策の検討
- (3) その政策の進捗状況を測定する指標の作成（現時点で候補となる指標案を技術提案書に記載して提案すること）

その際、以下の観点についても念頭に置いた検討を行う。

- ・ スポーツの社会的価値の定量化（スポーツの持つ社会的価値の定義・範囲について、「する」「みる」「ささえる」「つながる」「あつまる」を区別するなど、スポーツ庁担当者と協議の上実施すること）
- ・ スポーツ市場規模に関する既存統計で測定できていないスポーツの経済的価値の整理
- ・ スポーツ団体の収益化を図ることのできる運営・マネジメント人材の確保、育成について
- ・ スポーツ事業運営・経営人材をはじめとするスポーツをささえる人、資金、活動、市場の規模について
- ・ プロスポーツ興行における外国人選手の集客力の活用及びインバウンド観戦客の対応について
- ・ アニメをはじめとした IP との連携等による他分野コンテンツ産業との連携について
- ・ 日本経済全体におけるスポーツ政策の進捗状況と、特に地方経済に与えるスポーツ政策の影響の双方の関係整理

③スポーツ団体がテクノロジーの活用を通じて、スポーツ DX の推進や新たなビジネスモデルの構築を図るための調査

スポーツ団体等のスポーツ DX の取組実態を把握し、スポーツデータ、人流・消費データ、AI や VR 技術等の活用可能性・課題を調査することで、中長期的にスポーツ団体が更にスポーツ DX を進めるべき新たな領域の開拓やスポーツ DX の在り方等の整理を行う。その際、国外優良事例に精通する有識者へのヒアリング等を実施し情報収集を行う（接触した実績のある有識者のリストを提示することが望ましい）。

また、これらの調査を元に、我が国のスポーツ界における DX 化にあたっての課題を整理し、その課題となっている事項の要因の分析を行う。

その際、「潜在的スポーツファンの開拓」「ライト層からコア層への移行・消費拡大の促進」等スポーツ団体のスポーツ DX 推進がもたらす効果についても念頭に置いた上で、調査・検討を行う。

【調査内容】

- ・ DX 人材の確保について
- ・ DX 人材の育成について
- ・ スポーツ DX における国外との比較及び国内への展開可能性
- ・ 各種スポーツデータの活用状況・課題（肖像権、映像データ、IP、競技データ等）

④ 上記①～③を実施するにあたって必要な有識者検討会の実施

有識者の候補について、スポーツ庁に適宜提案、協議の上実施すること。議論した内容は議事録を作成しすみやかにスポーツ庁に提出すること。

8 事業規模

事業規模は45,510千円（税込）を上限とする。

9 応札者に求められる要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は、必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価は別添の総合評価基準に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 事業の実施方針

1-1 事業内容の妥当性、独創性

- * 1-1-1 仕様書記載の本事業内容について全て提案されていること。
〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕
- * 1-1-2 偏った業務内容となっていないこと。

1-2 事業方法の妥当性、独創性

- * 1-2-1 事業の内容、方法が明確になっていること。
〔仕様書に示した内容以外の独自の調査の実施に係る提案がされていればその内容に応じて加点する。〕
- * 1-2-2 事業の実施・分析を行う方法が妥当であること。

1-3 事業計画の妥当性、効率性

- * 1-3-1 事業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。
〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似事業の経験

- 2-1-1 過去に類似の事業¹を実施した実績があること。〔実績があれば類似事業の実績内容により加点する。なお、実績の有無及び内容を確認するため、事業の名称、実施時期、予算規模、

¹ 類似の事業とは、経済波及効果等の調査分析や指標作成等を実施した事業（スポーツ産業関係であるとのお望ましい）を想定する。

事業内容の概要を提案書に明記すること。]

2-2 組織の事業実施能力

- * 2-2-1 事業を遂行する人員²が確保されていること。
- 2-2-2 事業に関連する既存統計や先行研究を含む広く深い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していればその内容に応じて加点する。
- * 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 業務に当たってのバックアップ体制

- 2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば加点する。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似事業の経験

- 3-1-1 業務従事予定者が過去に類似の事業³を実施した実績がある、又は過去に委員会の運営をした実績があればその内容に応じて加点する。[なお、実績の有無及び内容を確認するため、事業の名称、実施時期、予算規模、事業内容の概要を提案書に明記すること。]

3-2 業務従事予定者の事業内容に関する専門知識・適格性

- * 3-2-1 事業内容に関する知識・知見を有していること。
- 3-2-2 事業内容に関する人的ネットワーク⁴を有していれば加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

- 4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。[ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。]

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は女性活躍推進法にもとづく一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は次世代法にもとづく一般事業主行動計画（令和7年4月1日以後の基準）策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

² 事業を遂行する人員とは、事業全体の進捗状況に応じて想定される課題や事象などを考え、スポーツ庁に提案し、認識のすり合わせができる十分な人員を確保するなど、事業遂行体制が十分に整っていることを想定する。

³ 類似の事業とは、経済波及効果等の調査分析や指標作成等を実施した事業（スポーツ産業関係であるとなお望ましい）を想定する。

⁴ 人的ネットワークとは主にスポーツ団体等の実情やスポーツ産業への理解があり、知識・知見を持つ者とのネットワークを想定する。

- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。（ユースエール認定）
- スポーツエールカンパニー認定（スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」に基づくスポーツエールカンパニーの認定）を受けていること。

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していること。（いずれかを応募者が選択するものとする。）

- 5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。
- 5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※3 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

10 検 査

受託者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

11 守秘義務

受託者は、本事業の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏えいしてはならない。また受託者は、本事業に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本事業以外に使用しないこと。

12 届出義務

受託者は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

13 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

スポーツ庁は、受託者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、

表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表 (375)」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受託者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受託者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

また、受注者は、経年的に賃上げ表明を行う場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることとなるため、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにしなければならないことに留意すること。

1 4 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

1 5 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

1 6 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする。